

事前相談書

相談者	氏名 ○○ ○○	相談日	令和○○年 ○月 ○日
	電話番号 **(****)****	相談場所 (住居表示)	足立区 中央本町 1-1

該当する法令名に○をつけてください。

○ 質問内容 ※相談書1枚について、1つの相談でお願いします。

建築基準法

建築基準法施行令

東京都建築安全条例

その他 ()

第 **19** 条

第 項

質問および相談者の見解

該当する条文を記入してください。

居室の窓と道路との間に図面2のとおり低木を配置したが、「直接道路に面する窓」として扱えるか。

質問内容は具体的に記入してください。

<注意>

1. 質問内容等の必要事項を記入し、質問箇所が分かる図書を添付（返却は出来ません）してください。
2. 質問内容は具体的に記入して下さい。また、相談者の見解及び根拠も記入して下さい。質問の内容によってはお答えできない場合があります。

○回答できる質問例

- ・ 建築基準法第52条第6項の共用廊下部分に図面1の部分は該当するか。
- ・ 東京都建築安全条例第19条で居室の窓と道路との間に図面2のとおり低木を配置したが、「直接道路に面する窓」と扱えるか。 等

✗回答できない質問例

- ・ 相談敷地に3階建ては建築できますか?
→この質問は用途地域・東京都建築安全条例等いろいろな判断を必要とし、具体的な質問となっていないため回答できません。
- ・ 区画は、これで良いですか?
→この質問の項目は、複数の条文に関連があるので、特定の法文（条文）についての明確な質問となっておらず、質問者の見解及び根拠がわからないため回答できません。

3. 指定確認検査機関での審査中（事前相談含む）の物件についての質問は、設計者からの「事前相談」ではなく、指定確認検査機関から建築基準法第77条の32による照会を行ってください。
4. 質問の内容によっては現地や過去の判断の調査が必要な場合もあるため、1週間程度の期間を要することもございます。
5. 回答内容は、以下の条件に該当した場合は無効とします。
 - ・ 建築基準関係規定の改正・廃止があった場合
 - ・ 国土交通省等から技術的基準によって取り扱いが変更になった場合
 - ・ 回答日から1年経過したもの
6. 回答は足立区の見解であり、他の行政庁や指定確認検査機関の見解を拘束するものではありません。
7. この事前相談書及び添付図書は返却いたしません。